

(仮称)岩倉市健幸づくり条例(素案)

目次

前文

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 健幸づくりに関する基本的施策(第10条～第15条)

第3章 雑則(第16条)

附則

いつまでも健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。その実現に向けて、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境づくりを社会全体で協働により取り組んでいくため、平成30年12月1日に健幸都市宣言を行いました。

わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木をはじめ、郊外に広がる田畑など、身近に自然が感じられるまちです。この自然の中で季節を感じながら身体を動かすことを楽しみ、旬の野菜を味わい、人と人とのきずなが豊かなところの育みにつながっています。

地域における交流や社会参加による人と地域とのつながりやきずなが、生きがいや幸せな暮らしにつながっていくことから健幸づくりを市、市民、地域の活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者が一体となって推進することが重要です。

このような認識のもと、健幸都市いわくらを目指して、市民が満開の笑顔のもと、だれもがいつまでも健やかに自分らしくいきいきと幸せに暮らし続けることを実現するために、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民が生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を送るために、健幸づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、地域の活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、市民の健幸づくりに関する施策の基本となる事項に関し、必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 健幸 市民がいつまでも体も心も健康で、いきいきと幸せに暮らし続ける状態をいいます。
- (2) 健康づくり 食生活、運動、休養等の生活習慣を改善し、歯及び口腔の健康を保持することで、心身の状態をより良くしようとする取組をいいます。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。
- (4) 地域の活動団体 行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通して、つながりを持って活動を行っている組織並びに特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人をいいます。
- (6) 学校等 市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校をいいます。
- (7) 保健医療福祉関係者 市内で保健医療福祉サービスを提供する個人又は法人、その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、健幸を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。
- (2) 市、市民、地域の活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が相互に連携を図りつつ、市民の主体的な意思による健幸づくりを推進するものとします。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、地域の活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、地域社会全体で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に健康づくりを行うことに努めるものとします。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、学校等において行われる健幸づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

(地域の活動団体の役割)

第6条 地域の活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとしします。

2 地域の活動団体は、事業所、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その使用する労働者が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとしします。

2 事業者は、地域の活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、幼児、児童、生徒及び学生に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとしします。

2 学校等は、地域の活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(保健医療福祉関係者の役割)

第9条 保健医療福祉関係者は、保健指導、健康診断、予防接種、薬物等の健康づくりに関する正しい情報を提供し、市民が健康づくり及び福祉に係るサービスを適切に受けられるよう配慮するよう努めるものとしします。

2 保健医療福祉関係者は、地域の活動団体、事業所又は学校等が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

第2章 健幸づくりに関する基本的施策

(からだの健康づくりの推進に関する施策)

第10条 市は、からだの健康づくりの推進をするため、次に掲げる施策を実施するものとしします。

- (1) 生活習慣病予防等のための知識の普及啓発に関すること。
- (2) 健康診査、がん検診等及び保健指導の推進に関すること。
- (3) 食事や運動・スポーツなどの生活習慣に係る健康づくりの推進体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、からだの健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する施策)

第11条 市は、歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進をするため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) う蝕、歯周病予防及び口腔機能^{くう}の発達等、歯科口腔保健^{くう}に係る知識の普及啓発に関すること。
- (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導の推進に関すること。
- (3) 歯科口腔保健^{くう}の観点からの生活習慣病予防に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔^{くう}の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(こころの健康づくりの推進に関する施策)

第12条 市は、こころの健康づくりの推進をするため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) こころの健康及び保持増進に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。
- (2) こころの健康に係る相談及び支援の推進に関すること。
- (3) こころの健康づくりを支える体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(健幸づくりの推進に関する施策)

第13条 市は、健幸づくりを社会全体で支え、推進するため、次に掲げる施策を実施す

るものとします。

- (1) 文化、スポーツ活動を行う市民活動団体等との協働による健幸づくりの推進に関すること。
- (2) 生きがい及び役立ち感につながる地域活動の推進に関すること。
- (3) 健幸づくりを促す環境整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健幸づくりを社会全体で支え、推進するために必要な施策に関すること。

(計画の策定)

第14条 市は、健康増進法(平成14年法律第67号)第8条第2項の規定により、岩倉市健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)を定めるものとします。

2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 健康づくりに関する基本方針及び目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければなりません。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用します。

(健幸づくり推進委員会)

第15条 この条例に基づく健幸づくりに関する施策を行うときは、あらかじめ岩倉市健幸づくり推進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聞くものとします。

第3章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。